

## 物価高騰対策としての区立学校保護者への教材費補助の実施について

原材料価格や物流費等の高騰により、影響を受けている区立小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者に対する教材費の一部補助を実施する。

### 1 目的、要件、効果

#### (1) 目的

区立学校で徴収している教材費等に対して、小・中学校それぞれ定額の補助を行い、物価高騰による負担軽減を図る。

#### (2) 要件

区立小中学校に在籍及び令和5年9月1日現在、区立小中学校において教材費を徴収すべき保護者

#### (3) 効果

区立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対して、教材費の一部を補助することにより、物価高騰による負担増の影響を軽減することができる。

### 2 補助金額

(1) 小学校 5,000 円

(2) 中学校 9,000 円

### 3 補助方法

学校長からの申請を受け補助金額を決定し、学校長の請求を受け校長口座へ振り込む。

学校は補助金額を保護者口座へ振り込む。

※教材費未納者については補助金を未納分に充当し、残余金が出た場合のみ振り込む。

### 4 算定根拠

小・中学校それぞれの教材費に基づき、公平に補助する必要があるため、令和5年度教材費予算額の下限額により算定する。